



許可番号 08850 051858

(裏面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市久原中央四丁目7番1号

氏名 藤澤環境開発株式会社

代表取締役 松井 勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 釘 宮 勉



許可の年月日 平成22年 9月 28日

許可の有効年月日 平成27年 9月 27日

1. 事業の範囲 (積替え保管行為を含まない。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面に記載

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る)

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17年 9月 28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成 21年 4月 28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 22年 9月 28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

あり

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ばいじん

水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥

水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃油

廃食用油、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃酸

水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ

水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

鉄さい

水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を含む)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃石綿等

以上 8種類に限る。

以下余白